

## 公立大学法人北九州市立大学教育職員の任期に関する規程

平成17年4月1日  
北九大規程第23号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び公立大学法人北九州市立大学職員就業規則（平成17年北九大規程第19号）第6条第3項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学における教育職員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任期を定める職)

第2条 任期を定めて雇用する教育職員（非常勤の採用を含む。以下同じ。）は、別表第1に掲げる職に雇用される者とし、当該教育職員の任期及び再任の可否に関する事項は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により雇用された教育職員で別表第2に掲げるものについては、雇用後の最初の再任が可となった場合は、以後の再任審査は行わないものとする。

### (同意)

第3条 任期を定めて雇用する教育職員の雇用（再任の場合を含む。）に際しては、別記様式又は非常勤承諾書により、雇用される者の同意を得なければならない。

### (公表)

第4条 この規程を定め、又は改正したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育職員の任期に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に北九州市立大学における教員の任期に関する規程（平成13年北九州市立大学規程第9号。以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて雇用されている教員の任期については、別表の任期に関わらず、平成17年4月1日から旧規程により任期を定めて雇用された期間の末日までとする。

#### 付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成25年6月26日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、同日以降に行われた再任審査について適用する。
- 3 この規程の改正の際、既に雇用後の最初の再任が可となっている者の第2条第2項の適用については、この規程の改正後に行われる最初の再任を雇用後の最初の再任とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月8日から施行する。
- 2 この規程の改正前に既に社会システム研究科に所属する任期を定めて雇用される教育職員への本規程の適用については、なお従前の例による。但し、当該教育職員について、この規程の改正後に行われる最初の再任が可となった場合は、以後の再任審査は行わないものとする。

付 則

この規程は、平成26年10月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の改正の際、現に基盤教育センターに所属する異文化言語教育担当の専任教員は、この規程の改正後の別表第1に規定する言語文化担当教員とみなす。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

部局名	教育研究組織の名称又は職	対象となる職	任期	再任等に関する事項	根拠
国際環境工学部	全学科	准教授及び講師	5年	再任は可	法第4条第1項第1号
環境技術研究所	全部門				
国際環境工学研究科	全専攻	教授、准教授及び講師			
地域戦略研究所	地域連携担当				
基盤教育センター	言語文化担当教員				
キャリアセンター	キャリア教育支援担当				
全ての教育研究組織		助教	特定のプロジェクト等の期間の範囲内で個別に定める。	当該プロジェクト等の期間が延長された場合、その延長された期間の範囲内で再任できる。	法第4条第1項第2号
全ての教育研究組織		助手	特定のプロジェクト等の期間の範囲内で個別に定める。	当該プロジェクト等の期間が延長された場合、その延長された期間の範囲内で再任できる。	法第4条第1項第3号
全ての教育研究組織		非常勤	1年以内	再任は可	法第4条第1項第1号又は同条項第3号

表中の言語文化担当教員とは、基盤教育センターに所属する日本語以外の言語を母語とする専任教員のうち、主として当該言語の教育を担当する者とする。

別表第2（第2条第2項関係）

部局名	教育研究組織の名称又は職	対象となる職
国際環境工学部	全学科	准教授及び講師
環境技術研究所	全部門	
国際環境工学研究科	全専攻	教授、准教授及び講師
地域戦略政策研究所	地域連携担当	
基盤教育センター	言語文化担当教員	
キャリアセンター	キャリア教育支援担当	

別記様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

公立大学法人北九州市立大学理事長 様

氏 名 印

私は、公立大学法人北九州市立大学教育職員の任期に関する規程（平成17年北九大規程第23号）に基づき、下記のとおり任期を定めて雇用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで